

特例事業及び関連補助事業について

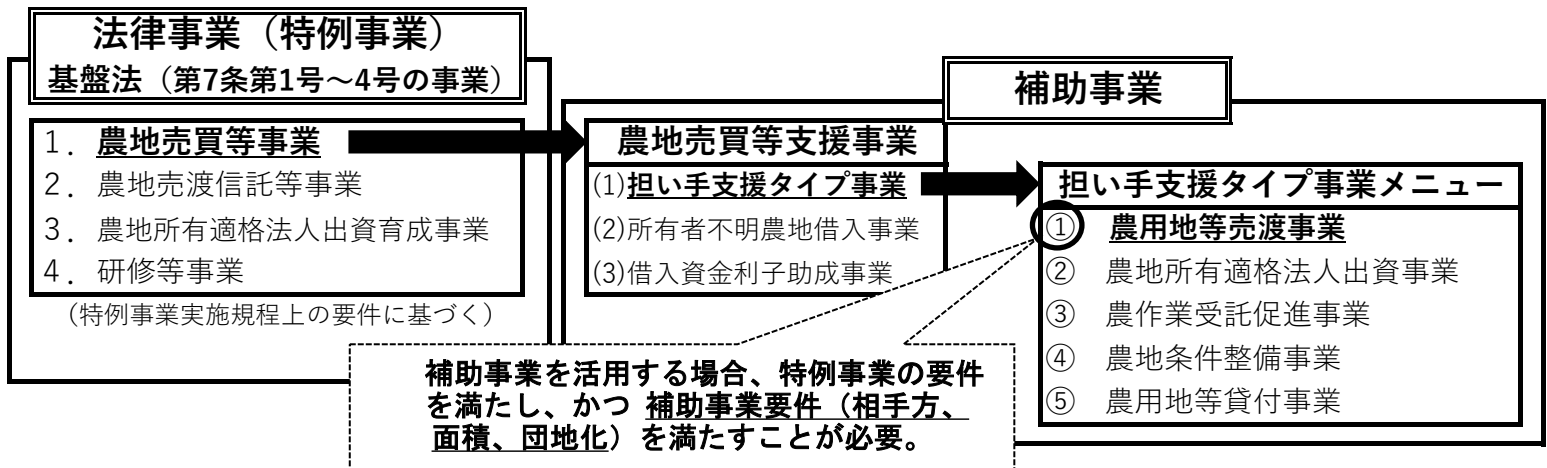
農地中間管理部

1. 特例事業

農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）第7条（機構の事業の特例）の規定に基づいて行う事業（以下の図のとおり）

2. 農地売買等支援事業

機構が農地売買等事業（基盤法第7条第1号）により担い手への農用地等（実施地域：農業振興地域の農用地区域＝農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）の利用集積を推進する補助事業（以下の図のとおり）



◆ 農用地等売渡事業（農地売買等支援事業実施要領第5・第6）

1. 内容：機構が離農農家や規模縮小農家より農用地等を買入れ、認定農業者等に対して売渡しまたは一時貸付け後に売渡しを行う事業

2. 買入れ要件：

- (1) 売渡しの相手が現にいるか、または近い将来確保できることが確実と見込まれること
- (2) 次のいずれかの要件を満たす農用地等であること
 - ア. 土地改良事業等の対象となったか、または近い将来対象となることが見込まれること
 - イ. 効率的な農作業が展開し得る程度にまとまっていること

3. 売渡し等要件：

- (1) 相手方：認定農業者、特定農業法人、認定就農者、基本構想水準到達農業者、中心経営体（※1）
（その他、土地改良事業等の事業計画に基づく農用地等の売渡しの相手方（農業者）も可とする。）
- (2) 面積および団地化：
 - ア. 新たに買入れる農用地等と現に耕作（農作業受託を含む）を行っている農用地等が概ね1ha以上の団地を形成すること
 - イ. 当該農用地等を取得した後の経営面積（合計）が市町村基準面積（当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上として定める面積）を超えること

4. 事業参加者の選定方法：

- (1) 機構は、農用地等の売渡しを受けようとする者が当該農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書を審査し、事業参加者を選定する。必要に応じて、デジタル技術の活用を含む実地調査を行う。
- (2) 土地改良事業等と相まって行う場合、推進協議会（※2）の意見を聴く。

5. 農用地等の買入価格および売渡価格：

- (1) 農用地等の買入価格について、土地の種類および農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の農用地等の価格から適当と判断されることとし、必要に応じて農業委員会の意見を聴いて定める。
- (2) 農用地等の売渡価格について、原則として当該取得価格に当該農用地等に係る本事業経費を加えた額を基準とし、当該買入価格を勘案したうえで、必要に応じて農業委員会の意見を聴いて定める。

（※1）令和5～6年度において、売渡し等に係る農用地等をその範囲に含む「地域計画」（基盤法第19条第1項）が策定されるまでの間に限り、適用する。

（※2）事業の円滑な推進を図るため、市町村、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、その他農業団体の役員及び農業に関して学識経験を有する者等で構成される協議会（農地売買等支援事業実施要綱第9の1の(2)）